

社会福祉住居施設（無料低額宿泊所）の設備及び運営に関する基準を定める条例について

1 概要

著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な施設に生活保護受給者等を住まわせ、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」への規制の強化を図るため、社会福祉法（以下「法」という。）の一部が改正され（令和2年4月1日施行）、社会福祉住居施設の設備及び運営の基準について、厚生労働省の基準に基づき、都道府県等が条例を定めることとされました。

この度、社会福祉住居施設のうち、無料低額宿泊所に係る厚生労働省の基準（以下「省令基準」という。）が定められたことから、県において条例を定めるものです。

なお、大都市特例により、中核市である盛岡市が所管する施設につきましては、同市が制定する条例が適用されます。

※無料低額宿泊所：生計困難者のために無料、又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所等を利用させる事業を行う施設

2 条例制定に係る方針

基準の条例策定に当たっては、省令基準を標準又は参酌の上で、一部を独自基準に変更することは可能ですが、本県においては、省令基準と異なる基準とするべき段階の事情はないものと考えられるため、省令基準のとおりに制定する方針です。

省令基準については、別添の官報を御覧ください。

3 施行期日

令和2年4月1日（予定）

社会福祉法〔昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号〕（抜粋）

（社会福祉住居施設の基準）

第六十八条の五

都道府県は、社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 社会福祉住居施設に配置する職員及びその員数

二 社会福祉住居施設に係る居室の床面積

三 社会福祉住居施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 社会福祉住居施設の利用定員

3 社会福祉住居施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。